

仕 様 書

この仕様書は、愛媛県立今治東中等教育学校電話設備機器取替修繕について規定する。

1 業務名

愛媛県立今治東中等教育学校電話設備機器取替修繕

2 業務内容

本校に設置している電話設備機器等を更新する。

電話設備機器等の型番、数量は、別紙設計書に示すとおり。ただし、同等品であれば代替を認める。

3 業務期間

契約の日から令和9年2月26日まで

4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、当該修繕箇所の現状を調査して業務計画（修繕内容、方法、設置機器、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。
- (2) 受託者は、更新する機器の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。
- (3) 業務の施工にあたっては、関係法令を遵守するとともに、各種申請等の諸手続きが必要な場合は、関係機関の指導に従い、受託者の負担で遅滞なく行うこと。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 修繕の状況について、工程ごとに写真を撮影し、工程名、撮影箇所等を記入し、表紙に業務名、履行期間を記入し完了報告書と共に提出すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

- (1) この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全

及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。

(2) 施工中も、可能な限り、電話は使用できるようにすること。